

～ × ㊦ ～

平成30年度

# 入学のしおり

専門課程

学校法人 高知理容美容学園  
高知理容美容専門学校

☎ 780-0972 高知市中万々85-3  
TEL088(825)3111 FAX088(821)0790

## 1. 【設置目的と課程】

学校教育法及び理(美)容師法等に基づき、理(美)容師に必要な能力を育成するとともにその教養を高め、職業を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

専門課程 修業年限2年

理容科 定員40名

美容科 定員80名

## 2. 【学年及び学期、休業日、始業及び終業】

(1)学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(2)学期は、次のとおりとする

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から3月31日まで

(3)休業日は、次のとおりとする

日曜日及び月曜日

国民の祝日に関する法律に規定する日

夏季休業 7月25日から8月31日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

春季休業 3月11日から4月7日まで

開校記念日 5月2日

\* 特別授業等の学校行事の都合で休学日に登校していただく場合があります。

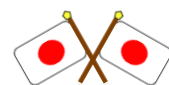
(4)始業及び終業

火曜日 午前8時50分から午後0時35分

水曜日から土曜日 午前8時50分から午後4時45分

(5)自主トレーニング

希望者は放課後午後6時までとする。※担任の許可を得ること。



} 校外実習

## 【保護者の方へ】

授業料納入は原則として前期、後期の開始日までに納入して下さい。

やむを得ない場合は必ず納入期日までに学校事務局まで連絡して下さい。

### ●別途集金について

- ・各種移動費（大会やイベント）等において、費用が発生する場合は、ご案内を送付いたしますので、期日までの納入をよろしくお願いいたします。

### ●購買部について

- ・授業用教材（コーム、ペーパー、ゴム手袋等）全般は、事務窓口にて代金と引き換えで購入することが可能です。（マスク、生理用品等含む）

★【主な学校行事】

- ・全国理容美容学生技術大会
- ・ビューティータウン大会（高知県美容技術選手権大会）
- ・理容競技大会（県大会・四国大会）
- ・体育祭
- ・サロン説明会（県内、県外）



【取得資格】

- ・理容師・美容師国家試験受験資格

【取得目標資格】

- ・サービス接客実務検定（3級、2級）
- ・JNEC ネイリスト技能検定（3級）
- ・JNA ジェルネイル技能検定（初級）
- ・認定フェイシャルエステシアン
- ・まつげエクステンション技術認定
- ・介護職員初任者研修資格（旧ホームヘルパー2級）



【主な就職先】

- ・県内、県外理容室
- ・県内、県外美容室
- ・エステサロン
- ・ネイルサロン
- ・ブライダル関連企業
- ・化粧品関連会社



3. 【教科課目の履修及び単位認定について】

1. 各教科課目の履修時数

- (1) 履修時数は、学生が実際に受講した時間とする。
- (2) 各教科課目の年間修得に必要な履修時間数は下表のとおりとする。

	理容科				美容科			
	教科課目	1学年	2学年	備考	教科課目	1学年	2学年	備考
必修課目	関係法規・制度	20	10		関係法規・制度	20	10	
	衛生管理	60	30		衛生管理	60	30	
	保健	60	30		保健	60	30	
	香粧品化学	30	30		香粧品化学	30	30	
	文化論	30	30		文化論	30	30	
	理容技術論	60	90		美容技術論	60	90	
	運営管理		30		運営管理		30	
	理容実習	390	510		美容実習	390	510	
選択課目	接遇マナー	30			接遇マナー	30		
	総合教養	30	60		総合教養	30	60	
	カラーワーク (カラー・シャンプー)	60			カラーワーク (カラー・シャンプー)	60		
	メンズスタイル (アイロン技術・ミディアム)	60			トータルアート (スタイリング・メイク)	60		
	デザイン工学(設計 刃物工学・デザインカット)	60			トータルビューティ (ネイル・エステ)	60		
	サロンワーク (ネイル・コルト)	60			サロンワーク (カット・ブロー)	60		
	カラーテクニック		(120)	左記より2課目選択履修	カット・ブローテクニック		(120)	後左記より12期(120)選択履修
	育毛・サロンテクニック		(120)		育毛・サロン		(120)	
	アイロンテクニック		(120)		メイクテクニック		(120)	
	コルトクエープ		(120)		ネイルテクニック		(120)	
	エステテクニック		(120)		カラーテクニック		(120)	
	ミディアムカット		(120)		エステティックテクニック		(120)	
	ケアワーク(福祉)		(120)		ケアワーク(福祉)		(130)	
	設計刃物工学		(120)					
	デザインカット		(120)					
	学年合計時間数	950	1080			学年合計時間数	950	
総合計時間数	2010			総合計時間数	2010			

## 2. 教科課目の履修及び（単位）修得の認定

- (1) 修得の認定は、各学期に行う試験(学習成績)及び平常時の学習や出席状況等にわたって総合的に評価し、学年末に学校が行う。
- (2) 評定は、優 (85～100 点)、良 (65～84 点)、可 (50～64 点)、不可 (50 点未満) で表記する。評定については、必修課目は評定「良」以上、選択必修課目は評定「可」以上を合格とする。
- (3) 前期末及び後期末には、各学期の定期試験の平均点を 100 点法で表す。学年末にはその累加及び総合評価を行い評定する。
- (4) 学期間内に開講する教科課目の場合は、その学期末に評定する。
- (5) 教科課目の実授業時数の履修が認定されない場合は成績の良否に関わらず評定は「不可」とする。
- (6) 二つの学年にわたって履修（分割履修）させる場合は、各履修学年では教科課目の修得はできないが、学年ごとにその履修時間を認定し、評定を行う。
- (7) 修得認定の結果、不合格になった教科課目については可能な限り再試験等を行い修得させるよう指導する。再試験については、P4- 4-(4)に定める。

## 3. 出席の認定

- (1) 出席日数は、学生が実際に出席した日数とする。
  - ①出席簿（1日の出席状況記入）と履修簿（各授業の出席状況記入）があり、履修の認定基準は出席しなければならない。
  - ②やむを得ず欠席や遅刻をする場合や、した場合は所定の届けを担任まで提出すること。

### (届出様式例)

<p style="text-align: right;">【様式1】</p> <p style="text-align: center;">記入日 平成 年 月 日</p> <p>年 H 理・美 本人氏名 _____</p> <p style="text-align: center;"><b>遅刻・早退 届</b></p> <p>下記の理由により、遅刻 しましたのでこの旨お届けいたします。 早退</p> <p>理由 _____</p> <p style="text-align: center;">遅刻・早退日 平成 年 月 日( ) 時 分</p>	<p style="text-align: right;">【様式2】</p> <p style="text-align: center;">記入日 平成 年 月 日</p> <p>高知理容美容専門学校 学校長 殿</p> <p>年 H 理・美 本人氏名 _____ ㊟</p> <p>保護者氏名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: center;"><b>欠席 届</b></p> <p>下記の理由により、欠席 しましたのでこの旨お届けいたします。</p> <p>1. 病気 2. 家事の都合 3. 急引 4. その他( )</p> <p style="text-align: center;">欠席日 平成 年 月 日( ) ~ 月 日( )</p>
--	---

- ③欠席による履修時数の不足は、その学年の就業時間内で可能な限り補習を実施する。
- ④毎週火曜日午後に、随時補習を実施する。

## (6) 【その他】

- ①教科書、教材などは原則として毎日持ち帰り技能の向上に努力すること。
- ②校内の備品、教材等を破損した者は、直ちに事務室に申し出ること。  
(原則として弁償すること)
- ③必要でない教室、部屋への出入りを禁止する。
- ④生徒調書記載事項等に変更が生じた時は、すみやかに担任又は事務室まで届け出ること。
- ⑤通学にバイクを使用する場合は基本的に原付 (50cc) までとする。  
やむをえず 51cc 以上のバイクで通学の場合は申請書を提出し、学校長の許可を得た場合乗入可能とする。  
自動車での通学は各自で近隣駐車場を借りること。学校への乗入は不可。  
尚、違法駐車による学校への通報があった場合は、処分の対象となる。
- ⑥貴重品等の管理は、原則自己責任とする。  
各自、専用のロッカー (鍵付き) があるので、適正な使用をすること。  
(鍵を紛失した場合は弁償 (3,000 円) となります。)
- ⑦携帯電話は、登校した際に、電源を切り各担任に預けること。(下校時返却)  
特別な事情が無い限り使用禁止とする。
- ⑧校外での(大会応援、体育祭等)現地集合の場合は、なるべく公共交通機関を利用すること。自家用車等のトラブルや事故は自己責任となります。
- ⑨学校敷地内及び学校周辺 (登下校通学路含む) は禁煙とする。

(4)【言葉遣い】

日頃から意識して正しい言葉遣いを心がけること。  
目上の人に対しては“です”“ます”を使って話すこと。  
敬語の尊敬語と謙譲語が正しく使い分けできるようにする。

(5)【賞罰等】

- ①技術の成績が優秀で他の模範となる生徒に対して褒賞を行う。
- ②2年間を通して欠席のない生徒に対して精勤、皆勤表彰を行う。
- ③次の各号に該当する生徒に対して退学とする場合がある。
  - 一、性行不良で改善の見込がないと認められる者。
  - 二、学力不振で成績向上の見込がないと認められる者。
  - 三、正当な理由がなく出席が常でない者。
  - 四、著しく学校の秩序を乱し、又は生徒の本分に反し改善の見込みがない者。
  - 五、問題行動と認められる者

●処分の対象となりうる問題行動

- ・喫煙
- ・昼食以外の外出
- ・授業中の飲食
- ・無断早退
- ・服装違反
- ・授業への不必要な物の持ち込み
- ・授業放棄及び妨害（私語等）
- ・その他、講師より苦情や注意があり、職員会で違反とされた行為
- ・社会的に逸脱した行為

●上記違反行為に対する処分の内容

- ・違反行為 1 回目→本人嚴重注意・保護者への通知・レポート 12 枚×1 日
- ・違反行為 2 回目→本人嚴重注意・保護者への通知・レポート 12 枚×3 日
- ・違反行為 3 回目→本人嚴重注意・保護者への通知・レポート 12 枚×5 日
- ・違反行為 4 回目→本人嚴重注意・保護者への通知・レポート 12 枚×7 日
- ・違反行為 5 回目→本人嚴重注意・保護者への通知・レポート 12 枚×10 日
- ・6 回目以降は 5 回目と同じ処分とする

※喫煙は 2 回目の処分より始まりとし、他の違反の後には繰り上り処分とする。

(2)「出席停止、忌引き等の日数」は次の場合をいう。

- ① 本校の規則に違反し、又は生徒の本分に反する行為のあった者への懲戒のうち感染症（インフルエンザ等）による出席停止又は隔離等による日数。
- ② 忌引きの日数（父母・子 5 日、祖父母・孫・兄弟姉妹 3 日、曾祖父母・伯叔父母 1 日）
- ③ 非常災害あるいは進路活動、学校代表等により出校しなかった日数のうち、校長の承認がある日数。なお、校長が認めた特別活動に参加した日数は出席扱いとする。また、体調不良により医療機関に行き、診断書や処方箋の提出があり、必要と認められた場合は出席停止扱いとなる。

4.【定期試験等について】

(1) 試験の区分及び時期

- ①学習成果を評価するために行う試験を「平常試験」「定期試験」に分ける。
- ②平常試験は、各担任が平常授業中随時に行うものをいう。(授業態度等の見極め試験)
- ③定期試験、実技試験は、各学期に 1 回行う。
- ④学期期間内に終了する教科課目の場合は、その終了時に行う。(接遇マナー、カット、カラー等)
- ⑤定期試験は、1 週間前に時間割を発表する。

(2) 試験（再試験、追試験も含む）実施上の注意

- ①遅刻者の時間の延長は認めない。(課目毎の試験開始より 15 分までは受験可能)
- ②不正行為と認められた者の該当課目は 0 点とするが以後の受験は認める。

(3) 欠試者の取り扱い

- ①忌引、進学、就職その他校長が認めた日の欠試課目の成績については後日追試験を行うが、得点の 80%を評価対象とする。

(4) 再試験及び再々試験

- ①再試験の内容、時期、回数については、課目担当、教務係が協議する。場合によっては職員会で協議する。
- ②可否の認定は、課目担当が行う。
- ③必修課目の再試験の合格基準は素点を 85 点以上とし評定「良」とする。
- ④選択必修課目の再試験の合格基準は素点を 65 点以上として認定「可」とする。
- ⑤再試験でも不合格の場合は再々試験を行う。
- ⑥再々試験でも認定できない場合は原則留年とする。③、④に準ずる。
- ⑦再試験及び再々試験は、1 教科につき 2,000 円の再試験料金を納め受験することとする。

## 5. 【学年課程の修了と原級留め置き（留年）】

- (1) 学年課程の修了には、次の条件が必要である。
- ①履修中の全ての教科課目の履修ができています。
  - ②履修中の必修課目及び専門教育課目が全て修得できている。
- (2) 上記の条件が満たされない場合は留年とする。この場合原級学年への在籍は1回限りとする。ただし、卒業予定学年の場合、特別な事由が認められるときは別途協議することができる。
- (3) 留年になった学生の当該年度に修得認定された教科課目は全て保留とし、原学年の全てを再履修させるものとする。
- (4) 留年となった学生が、転学又は退学を希望する場合には(3)の保留の部分は認定する。

## 6. 【卒業の認定】

- (1) 全課程の修了の認定は、履修状況を総合的に判断し、卒業認定会議を経て学校長が認定する。
- (2) 卒業延期者で再試験の結果、卒業認定の条件が満たされた学生には卒業を認定する。

## 7. 【卒業の延期】

- (1) 卒業予定者で当年度内の再試験によっても、前記4-(4)の条件が満たされない場合は卒業延期または留年となることがある。
- (2) 卒業延期者は、次年度1年以内の期間で休学することができるが、再試験を受ける月までに復学しなければならない。

## 8. 【学校生活に関して】

理・美容業界で働く人たちがお客様と接するにあたってこれだけは備えておきたいと思われる接遇マナーを身につける。

### (1) 【挨拶】

挨拶は接客業の基本。日頃から気をつけて相手にとって気持ちのいい挨拶が出来る様にする。

- ①授業の始まりと終了時には委員長の号令によりきちんと起立して、挨拶をすること。
- ②気持ちの良い挨拶をする。

“おはようございます” “こんにちは”  
“お疲れ様です” “さようなら”

- ③目上の人・講師及び外来者には礼儀正しく挨拶をする。
- ④各部屋へ出入りするときは、必ず挨拶をして出入りすること。

ノックをする “失礼します。” “失礼しました。”



### (2) 【入室】

- ①担任がホームルームを始めるまで準備をして静かに待つこと。
- ②欠席・遅刻する場合は、必ず電話等で連絡すること。電話は必ず当日8時30分から8時50分までに連絡し、学年・クラス・氏名・理由を伝えること。
- ③遅刻した場合は、原則その時限の授業には入室できません。必ず職員室に寄り指示を仰ぐ事。その時間は欠席扱いとなります。次の時限の授業から受講すること。
- ④欠席・遅刻・早退の場合は、各届出カード(教室のラックに有)に記入し担任に渡すこと。

### (3) 【服装】

- ①学生証を必ず付けること。シール等は貼らない事。学生証を紛失した場合、再発行代2,000円必要となります。(学生証用ケース350円)
- ②華美な服装は避け、基本的にサロンで働ける服装とする。  
(ジャージ、スウェット、パーカー等だらしく見えるものは禁止)  
※ホームルームや授業中の帽子、被り物はマナーとして校内禁止
- ③露出度の高いものは禁止する。(ミニスカート・ショートパンツ・タンクトップなど)
- ④原則刺青、タトゥーは禁止する。
- ⑤校内では指定の上履き、白衣を使用すること。靴袋を持参すること。  
(スリッパ、サンダル類は禁止、ハイヒールでの実習禁止)



2019年度

# 入学のしおり

## 専門課程

### 1. 【設置目的と課程】

学校教育法及び理(美)容師法等に基づき、理(美)容師に必要な能力を育成するとともにその教養

を高め、職業を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

専門課程 修業年限2年

理容科 定員40名

美容科 定員80名

### 2. 【学年及び学期、休業日、始業及び終業】

(1)学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(2)学期は、次のとおりとする

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から3月31日まで

(3)休業日は、次のとおりとする

日曜日及び月曜日

国民の祝日に関する法律に規定する日

夏季休業 7月25日から8月31日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

春季休業 3月11日から4月7日まで

開校記念日 5月2日

\* 特別授業等の学校行事の都合で休学日に登校していただく場合があります。

(4)始業及び終業

火曜日 午前8時50分から午後0時35分

水曜日から土曜日 午前8時50分から午後4時45分

(5)自主トレーニング

希望者は放課後午後6時までとする。※担任の許可を得ること。



校外実習

学校法人 高知理容美容学園

高知理容美容専門学校

☎ 780-0972 高知市中万々85-3

TEL088(825)3111 FAX088(821)0790



3. 【教科課目の履修及び単位認定について】

1. 各教科課目の履修時数

- (1) 履修時数は、学生が実際に受講した時間とします。
- (2) 各教科課目の年間修得に必要な履修時間数は下表のとおりとします。
- (3) シラバスについては、学期当初にホームページにて公開とします。

※30時間で1単位					※30時間で1単位					
	理容科				美容科					
	教科課目	1学年 時間数	2学年 時間数	総 単位数	備考	教科課目	1学年 時間数	2学年 時間数	総 単位数	備考
必修 課目	関係法規・制度	20	10	1	2学期で1単位	関係法規・制度	20	10	1	2学期で1単位
	衛生管理	60	30	3		衛生管理	60	30	3	
	保健	60	30	3		保健	60	30	3	
	化粧品化学	30	30	2		化粧品化学	30	30	2	
	文化論	30	30	2		文化論	30	30	2	
	理容技術論	60	90	5		美容技術論	60	90	5	
	運営管理		30	1		運営管理		30	1	
	理容実習	390	510	30		美容実習	390	510	30	
選択 必修 課目	接遇マナー	30		1		接遇マナー	30		1	
	総合教養	30	60	3		総合教養	30	60	3	
	カラーワーク (カラー・シャンプー)	60		2		カラーワーク (カラー・シャンプー)	60		2	
	メンズスタイル (アイロン 技術・ミスティーム)	60		2		トータルアート (スタイリング・メイク)	60		2	
	デザイン工学(設計 刃物工学・デザインカ ット)	60		2		トータルビューティ (ネイル・エステ)	60		2	
	サロンワーク (ネイル・カット)	60		2		サロンワーク (カット・ブロー)	60		2	
	カラーテクニク		(120)		左 記 よ り 2 課 目 選 択 履 修	カット・ブローテクニク		(120)	後 左 期 よ り 1 2 前 0 期 1 2 選 択 履 修	
	育毛・サロンテクニク		(120)			育毛・サロン				
	アイロテクニク		(120)			メイクテクニク		(120)		
	カットウェーブ		(120)			ネイルテクニク				
	エステテクニク		(120)	8		カラーテクニク		(120)		
	ミスティームカット		(120)			エステティックテクニク		(120)		
	ケアワーク(福祉)		(120)			ケアワーク(福祉)		(120)		
	設計刃物工学		(120)							
	デザインカット		(120)							
学年合計時間数	950	1080	67			学年合計時間数	960	1050		67
総合計時間数	2010				総合計時間数	2010				

2. 教科課目の履修及び(単位)修得の認定

- (1) 修得の認定は、各学期に行う試験(学習成績)及び平常時の学習や出席状況等にわたって総合的に評価し、学年末に学校が行う。
- (2) 評定は、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)で表記する。評定については、必修課目は評定「良」以上、選択必修課目は評定「可」以上を合格とする。
- (3) 前期末及び後期末には、各学期の定期試験の平均点を100点法で表す。学年末にはその累加及び総合評価を行い評定する。
- (4) 学期内に開講する教科課目の場合は、その学期末に評定する。
- (5) 教科課目の実授業時数の履修が認定されない場合は成績の良否に関わらず評定は「不可」とする。
- (6) 二つの学年にわたって履修(分割履修)させる場合は、各履修学年では教科課目の修得はできないが、学年ごとにその履修時間を認定し、評定を行う。
- (7) 修得認定の結果、不合格になった教科課目については可能な限り再試験等を行い、修得させるよう指導する。再試験については、P4-4-(4)に定める。

3. 出席の認定

- (1) 出席日数は、学生が実際に出席した日数とする。
  - ① 出席簿(1日の出席状況記入)と履修簿(各授業の出席状況記入)があり、履修の認定基準は出席しなければならない。
  - ② やむを得ず欠席や遅刻をする場合や、した場合は所定の届けを担任まで提出すること。  
(届出様式例)

【様式1】

記入日 平成 年 月 日

年 H 理美 本人氏名 \_\_\_\_\_

**遅刻・早退 届**

遅刻 早退 \_\_\_\_\_

下記の理由により、 \_\_\_\_\_

理由 \_\_\_\_\_

遅刻・早退日 平成 年 月 日( ) 時 分

【様式2】

記入日 平成 年 月 日

高知理容美容専門学校 学校長 殿

年 H 理美 本人氏名 \_\_\_\_\_

**欠席 届**

欠席 \_\_\_\_\_

下記の理由により、欠席 しましたのでこの旨お届けいたします。

1. 病気 2. 家事の都合 3. 忌引 4. その他( )

欠席日 平成 年 月 日( ) ~ 月 日( )

- ③欠席による履修時数の不足は、その学年の就業時間内で可能な限り補習を実施する。
- ④毎週火曜日午後に、随時補習を実施する。(日時変更の場合もあります。)

(2)「出席停止、忌引き等の日数」は次の場合をいう。

- ① 本校の規則に違反し、又は生徒の本分に反する行為のあった者への懲戒のうち感染症(インフルエンザ等)による出席停止又は隔離等による日数。
- ② 忌引きの日数(父母・子5日、祖父母・孫・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母1日)
- ③ 非常災害あるいは進路活動、学校代表等により出校しなかった日数のうち、校長の承認がある日数。なお、校長が認めた特別活動に参加した日数は出席扱いとする。また、体調不良により医療機関に行き、診断書や処方箋の提出があり、必要と認められた場合は出席停止扱いとなる。

#### 4.【定期試験等について】

(1) 受験資格

①定期試験を行う期日までに各教科の授業時間数の90%以上出席した者は、受験することができる。

(2) 試験の区分及び時期

- ①学習成果を評価するために行う試験を「平常試験」「定期試験」に分ける。
- ②平常試験は、各担任が平常授業中随時に行うものをいう。(授業態度等の見極め試験)
- ③定期試験、実技試験は、各学期に1回行う。
- ④学期期間内に終了する教科課目の場合は、その終了時に行う。(接遇マナー、カット、カラー等)
- ⑤定期試験は、1週間前に時間割を発表する。

(3) 試験(再試験、追試験も含む)実施上の注意

- ①遅刻者の時間の延長は認めない。(課目毎の試験開始より15分までは受験可能)
- ②不正行為と認められた者の該当課目は0点とするが以後の受験は認める。

(4) 欠試者の取り扱い

- ①忌引、進学、就職その他校長が認めた日の欠試課目の成績については後日追試験を行うが、得点の80%を評価対象とする。
- ②定期試験までに規定の授業の出席数が満たない者に対しては補習を行い、後日追試験を行うが得点の80%を評価対象とする。

(5) 再試験及び再々試験

- ①再試験の内容、時期、回数については、課目担当、教務係が協議する。場合によっては職員会で協議する。

②合否の認定は、課目担当が行う。

③必修課目の再試験の合格基準は素点を80点以上とし評定「良」とする。

④選択必修課目の再試験の合格基準は素点を60点以上として認定「可」とする。

⑤再試験でも不合格の場合は再々試験を行う。

⑥再々試験でも認定できない場合は原則留年とする。③、④に準ずる。

⑦再試験及び再々試験は、1教科につき2,000円の再試験料金を納め受験することとする。

#### 5.【学年課程の修了と原級留め置き(留年)】

(1) 学年課程の修了には、次の条件が必要である。

①履修中の全ての教科課目の履修ができています。

②履修中の必修課目及び専門教育課目が全て修得できています。

(2) 上記の条件が満たされない場合は留年とする。この場合原級学年への在籍は原則1回限りとする。ただし、卒業予定学年の場合、特別な事由が認められるときは別途協議することができる。

(3) 留年になった学生の当該年度に修得認定された教科課目は全て保留とし、原学年の全てを再履修させるものとする。

(4) 留年となった学生が、転学又は退学を希望する場合には(3)の保留の部分は認定する。

#### 6.【卒業の認定】

(1) 全課程の修了の認定は、履修状況を総合的に判断し、卒業認定会議を経て学校長が認定する。

(2) 卒業延期者で再試験の結果、卒業認定の条件が満たされた学生には卒業を認定する。

#### 7.【卒業の延期】

(1) 卒業予定者で当年度内の再試験によっても、前記4-(4)の条件が満たされない場合は卒業延期または留年となることがある。

(2) 卒業延期者は、次年度1年以内の期間で休学することができるが、再試験を受ける月までに復学しなければならない。

## 8. 【学校生活に関して】

理・美容業界で働く人たちがお客様と接するにあたってこれだけは備えておきたいと思われる接遇マナーを身につける。

### (1) 【挨拶】

挨拶は接客業の基本。日頃から気をつけて相手にとって気持ちのいい挨拶が出来る様にする。

- ①授業の始まりと終了時には委員長の号令によりきちんと起立して、挨拶をすること。
- ②気持ちの良い挨拶をする。

“おはようございます” “こんにちは”

“お疲れ様です” “さようなら”

- ③目上の人・講師及び外来者には礼儀正しく挨拶をする。
- ④各部屋へ出入りするときは、必ず挨拶をして出入りすること。  
ノックをする“失礼します。” “失礼しました。”



### (2) 【入室】

- ①担任がホームルームを始めるまで準備をして静かに待つこと。
- ②欠席・遅刻する場合は、必ず電話等で連絡すること。電話は必ず当日8時30分から8時50分までに連絡し、学年・クラス・氏名・理由を伝えること。
- ③遅刻した場合は、原則その時限の授業には入室できません。必ず職員室に寄り指示を仰ぐ事。その時間は欠席扱いとなります。次の時限の授業から受講すること。
- ④欠席・遅刻・早退の場合は、各届出カード(教室のラックに有)に記入し担任に渡すこと。

### (3) 【服装】

- ①学生証を必ず付けること。シール等は貼らない事。学生証を紛失した場合、再発行代 2,000 円必要となります。(学生証用ケース 150 円)
- ②華美な服装は避け、基本的にサロンで働ける服装とする。  
(ジャージ、スウェット、パーカー等だらしく見えるものは禁止)  
※ホームルームや授業中の帽子、被り物はマナーとして校内禁止
- ③露出度の高いものは禁止する。(ミニスカート・ショートパンツ・タンクトップなど)
- ④原則刺青、タトゥーは禁止する。
- ⑤校内では指定の上履き、実習時は白衣を使用すること。靴袋を持参すること。  
(スリッパ、サンダル類は禁止、ハイヒールでの実習禁止)

### (4) 【言葉遣い】

日頃から意識して正しい言葉遣いを心がけること。  
目上の人に対しては“です” “ます” を使って話すこと。  
敬語の尊敬語と謙譲語が正しく使い分けできるようにする。

### (5) 【賞罰等】

- ①技術の成績が優秀で他の模範となる生徒に対して褒賞を行う。
- ②2年間を通して欠席のない生徒に対して精勤、皆勤表彰を行う。
- ③次の各号に該当する生徒に対して訓告、停学、退学とする場合がある。
  - 一、性行不良で改善の見込がないと認められる者。
  - 二、学力不振で成績向上の見込がないと認められる者。
  - 三、正当な理由がなく出席が常でない者。
  - 四、著しく学校の秩序を乱し、又は生徒の本分に反し改善の見込みがない者。
  - 五、問題行動と認められる者

#### ●処分の対象となりうる問題行動

- ・喫煙    ・昼食以外の外出    ・授業中の飲食    ・無断早退    ・服装違反
- ・授業への不必要な物の持ち込み    ・授業放棄及び妨害(私語等)
- ・その他、講師より苦情や注意があり、職員会で違反とされた行為
- ・社会的に逸脱した行為(駐車違反等)    ・休み時間以外の携帯使用禁止

#### ●上記違反行為に対する処分の内容

- ・違反行為 1 回目→本人厳重注意・保護者への通知・レポート 6 枚×1 日
- ・違反行為 2 回目→本人厳重注意・保護者への通知・レポート 6 枚×3 日
- ・違反行為 3 回目→本人厳重注意・保護者への通知・レポート 6 枚×5 日
- ・違反行為 4 回目→本人厳重注意・保護者への通知・レポート 6 枚×7 日
- ・違反行為 5 回目→本人厳重注意・保護者への通知・レポート 6 枚×10 日
- ・6 回目以降は 5 回目と同じ処分とする

※喫煙は 2 回目の処分より始まりとし、他の違反の後は繰り上り処分とする。

(6) 【その他】

- ①教科書、教材などは原則として毎日持ち帰り技能の向上に努力すること。
- ②校内の備品、教材等を破損した者は、直ちに事務室に申し出ること。  
(原則として弁償すること)
- ③必要でない教室、部屋への出入りを禁止する。
- ④生徒調書記載事項等に変更が生じた時は、すみやかに担任又は事務室まで届け出ること。
- ⑤通学バイクを使用する場合は基本的に原付(50cc)までとする。  
やむをえず51cc以上のバイクで通学の場合は申請書を提出し、学校長の許可を得た場合乗入可能とする。  
自動車での通学は各自で近隣駐車場を借りること。学校への乗入は不可。  
尚、違法駐車による学校への通報があった場合は、処分の対象となる。
- ⑥貴重品等の管理は、原則自己責任とする。  
各自、専用のロッカー(鍵付き)があるので、適正な使用をすること。  
(鍵を紛失した場合は弁償(3,000円)となります。)
- ⑦携帯電話は、必ず電源を切り各自のロッカーで管理すること。  
特別な事情が無い限り使用禁止とする。
- ⑧校外での(大会応援、体育祭等)現地集合の場合は、なるべく公共交通機関を利用すること。自家用車等のトラブルや事故は自己責任となります。
- ⑨学校敷地内及び学校周辺(登下校通学路含む)は禁煙とする。

★【主な学校行事】

- ・全国理容美容学生技術大会
- ・ビューティーグランプリ(高知県美容技術選手権大会)
- ・理容競技大会(県大会・四国大会)
- ・体育祭
- ・サロン説明会(県内、県外)



【取得資格】

- ・理容師・美容師国家試験受験資格

【取得目標資格】

- ・サービス接遇実務検定(3級・2級)
- ・JNEC ネイリスト技能検定(3級)
- ・JNA ジェルネイル技能検定(初級)
- ・認定フェイシャルエステティシャン
- ・まつげエクステンション技術認定
- ・ヘッドスパ検定
- ・美肌検定
- ・介護職員初任者研修資格(旧ホームヘルパー2級)



【主な就職先】

- ・県内、県外理容室
- ・県内、県外美容室
- ・エステサロン
- ・ネイルサロン
- ・ブライダル関連企業
- ・化粧品関連会社



## 【保護者の方へ】

授業料納入は原則として前期、後期の開始日までに納入して下さい。

0円サポートによるお支払いの方は、月末までに納入してください。

尚、納入期日までに間に合わない場合は必ず学校事務局まで連絡して下さい。

### ●別途集金について

- ・各種移動費（大会やイベント）等において、費用が発生する場合は、ご案内を送付いたしますので、期日までの納入をよろしくお願いします。

### ●購買部について

- ・授業用教材（コーム、ペーパー、ゴム手袋等）全般は、事務窓口にて代金と引き換えて購入することが可能です。（マスク、生理用品等含む）

～ × ㊦ ～

